

市内旅館等宿泊支援事業「こおりやま開拓クーポン」企画運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が、市内旅館等宿泊支援事業「こおりやま開拓クーポン」企画運営業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により、事業者の有する知識や経験、事業運営力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 市内旅館等宿泊支援事業「こおりやま開拓クーポン」企画運営業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月5日（金）まで
- (4) 提案上限金額 174,669,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (5) 留意事項 本業務仕様書に掲げる全ての項目において、サービス水準を示しているが、参加者はその他必要な項目を検討し、提案書においてサービス向上につながるものを提案すること。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- オ 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。本業務と同種又は同類の業務とは、地域クーポン事業の実績をいう。

- (2) 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- ウ 前項第アからエまでの要件については、共同企業体の全構成員が満たしていること。
- エ 前項第オの要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

3 スケジュール

公告	令和 8 年 7 月 17 日（金）
質問書受付締切	令和 8 年 7 月 24 日（金）
公募に関する質問書回答	令和 8 年 7 月 31 日（金）
参加申込書及び提案書類の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）
提出書類に対する質問	令和 8 年 8 月 12 日（水）
提出書類に対する質問への回答期限	令和 8 年 8 月 17 日（月）
審査、決定及び選定結果通知	令和 8 年 8 月 19 日（水） 予定
契約の締結	令和 8 年 8 月下旬予定

4 参加手続

（１）実施要領及び仕様書、所定様式の配布

ア 公開期間 公告の日から令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時 15 分まで

イ 公開場所 郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/186671.html>

5 質問の受付及び回答

（１）提出期限 令和 8 年 7 月 24 日（金）17 時 15 分まで（必着）

（２）提出書類 質問書（別紙 1）

（３）提出方法 電子メールのみとし、件名には本業務名称及び「質問書」と記載すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

（４）回答期限 令和 8 年 7 月 31 日（金）

（５）回答方法 質問者に対して電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。

6 参加申込書等の作成及び提出

提案参加者は、参加申込書及び提案書類（以下「提出書類」という。）を次のとおり提出すること。

（１）提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時 15 分まで

（２）提出場所 郡山市役所本庁舎 5 階 郡山市文化スポーツ観光部観光政策課

（３）提出書類 「7 提出書類」のとおり

（４）提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（12 時から 13 時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完

了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データをファイル便等に格納の上、電子メールにて提出すること。

7 提出書類

様式 番号	書式名及び記載内容	サイズ	枚数 制限
様式 1	参加申込書	A4	1 枚
様式 2	宣誓書	A4	1 枚
様式 3	企画提案書 ※提案は、1 者につき 1 案とする。以下の項目は必須で記載すること。 ・クーポン発行システムの提案、構築、実施 ・事務局設置、問い合わせ窓口の運営 ・情報発信、利用促進 ・宿泊事業者等・旅行業者への支援 ・本市での消費、本市への再訪を促す取り組みの実施 ・アンケート調査の実施及び施策の効果検証	A4	上限 30 ページ 任意様式
様式 4	業務実績表	A4	1 枚
任意様式	参考見積書（原資を含んだ見積書）	A4	1 枚
任意様式	会社概要	—	—
任意様式	商業登記履歴事項全部証明書	—	—
任意様式	貸借対照表及び損益計算書（2 期分）	—	—
任意様式	納税証明書の写し（国税及び郡山市税） ※法人税及び消費税等について未納税額がない証明、 郡山市税については、市内に納税義務を有する場合のみ	—	—

- (1) 提出書類の作成にあたっては、明確・具体的に記入の上、提出すること。
- (2) 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている等、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。
- (4) 分かりやすさ及び見やすさに配慮し、提出書類で使用する文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とし、適度な行間を設けること。ただし、説明図表・計算書類等に使用する文字はこの限りではない。
- (5) 各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除した上で提案内容を記載すること。
- (6) ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。
- (7) 提案内容について、要求水準以上の提案、特に強調したい箇所、重要と考える箇所等は、ゴシック体の使用、太字、下線等により見やすくするための工夫をすること。
- (8) 提出書類は片面印刷とすること。
- (9) 7 部提出すること。（全て法人名を標記したもの 1 部、黒塗り等で法人名を標記しないもの 6 部）

8 提案における留意事項

(1) 公正性の確保

提案参加者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本業務への参加資格を失うものとする。

ア 提案参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ 提案参加者は競争を制限する目的で提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案内容等を定めなければならない。

ウ 提案参加者は、候補者の決定前に他の提案参加者に対して、提案内容等を意図的に開示してはならない。

エ 提案参加者やそれと同一と判断される団体等が、本業務に関して、審査員に面談を求めたり自社の PR 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 申込に伴う費用の負担

申込に伴う費用は、全て提案参加者の負担とする。

(3) 募集のとりやめ等

提案参加者が連合又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に申込を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該提案参加者を参加させない又は募集を延期若しくはとりやめることがある。なお、契約締結後、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、発注者は、本業務の公表及びその他、発注者が必要と認める場合、提出書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案参加者が負うものとする。

9 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者か審査する。審査結果については、資格を満たしていない場合に限り、失格の旨を通知する。

(2) 選定委員会

発注者は、本プロポーザルについて審査を行うため、市内旅館等宿泊支援事業「こおりやま開拓クーポン」企画運營業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(3) 企画審査

選定委員会は、提出された企画提案書等について、書面審査を行い、最も優れている企画提案者を決定する。なお、必要に応じて提案書類に対する質問を行うため、回答期限までに回答すること。

(4) 審査結果

審査結果については、書面により通知するとともに、郡山市ウェブサイトに次の内容を公表するものとする。なお、契約候補者及び次順位者以外の提案参加者の名称は公表しないものとする。

ア 事業者名

イ 契約候補者名及び次順位者名

- ウ 各提案参加者の評価点
- エ 審査の経過及び審査委員

10 選定基準

提案された企画提案書等について、次の事項に基づき選定委員が採点を行う。

- (1) クーポンの提案の魅力、効果、実施方法、誘客方法 (40%)
- (2) 事務局の運営、安定的な実施 (30%)
- (3) 旅行者の地域消費、再訪施策、効果検証 (20%)
- (4) 金額 (10%)

※ 評価点満点の 60%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても、同様の取り扱いとする。

※ 提案参加者が 1 者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

12 契約条件

- (1) 提出された企画提案書等について委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- (2) 契約候補者の決定から契約締結までに、「11 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和 40 年郡山市規則第 49 号。以下「規則」という。)第 8 条第 1 項第 5 号の規程により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。なお、クーポン原資の余剰については、実績に応じ変更契約を行うものとする。

13 担当部局

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課観光デザイン係 (担当 添田)

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話 024-924-2621

電子メール kankou@city.koriyama.lg.jp

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却せず、著作権は提案参加者に帰属するが、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、発注者はその写しを使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は、提案参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) その他必要な事項は、規則及び実施要領による。